

福島県の測量等委託業務に係る 公募型プロポーザル方式参加の手引

(平成 23 年 6 月改正版)

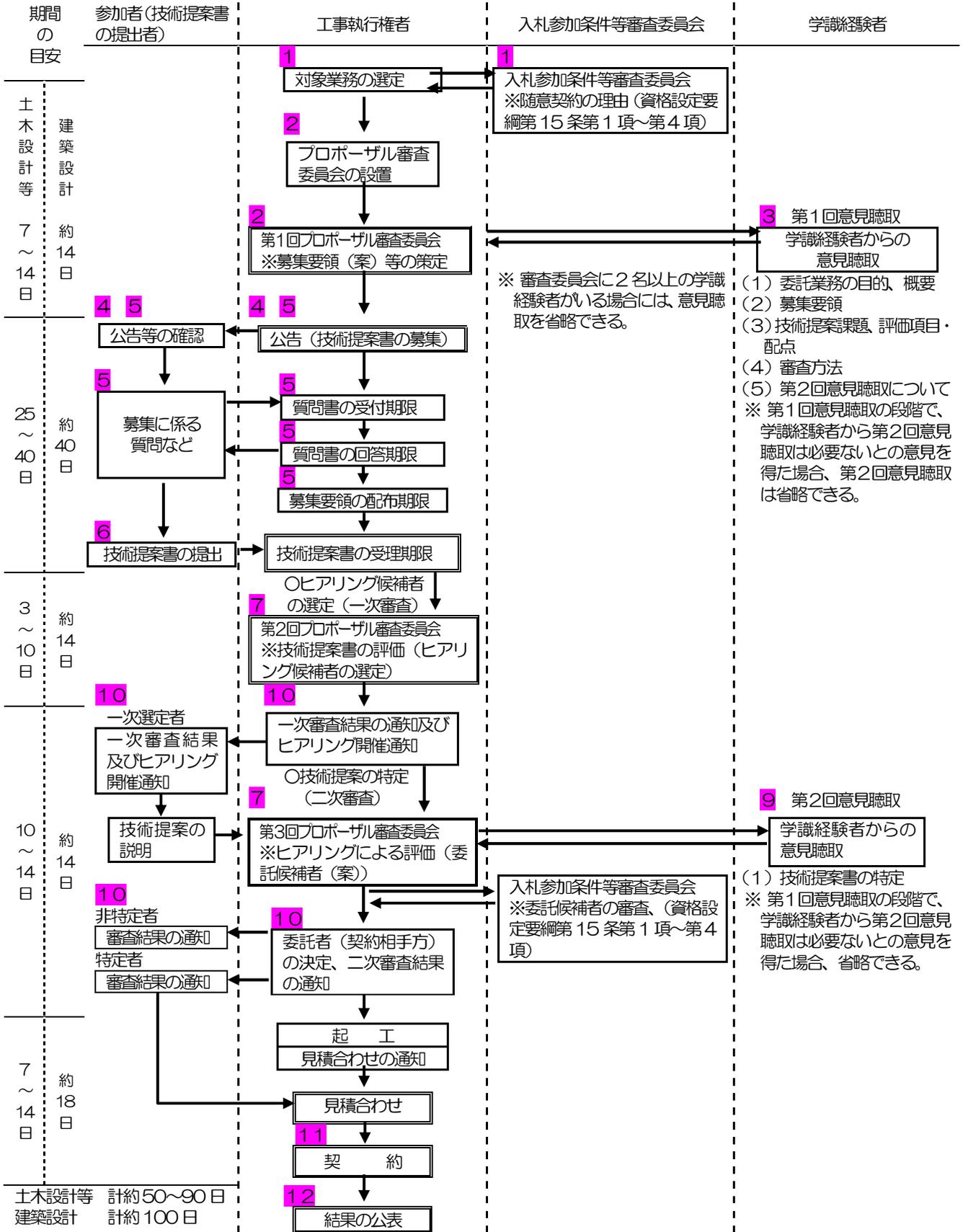
注) 本手引は、平成 23 年 6 月 1 日以降に公募するものに適用します。

福島県総務部入札監理課
平成 23 年 6 月 1 日

目 次

1	対象業務の選定	1
2	プロポーザル審査委員会	1
3	学識経験者からの意見聴取（1）	1
4	技術提案書の募集	2
5	募集要領の閲覧、募集に関する質問・回答	2
6	応募	3
7	技術提案書の審査	4
8	業務実施体制及び見積書の確認	5
9	学識経験者からの意見聴取（2）	5
10	審査結果の通知	5
11	契約の締結	6
12	技術提案の審査結果の公表	6
13	業務の実施	6
14	理由の請求・回答	6

測量等委託業務公募型プロポーザル方式手続きフロー



※ 対象業務によっては、実際の所要期間が期間の目安と大きく乖離する場合がありますので、ご注意ください。

1 対象業務の選定

公募型プロポーザル方式の対象業務は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 の規定に基づき、競争入札に適さない業務から選定します。

対象種別は測量、調査、土木設計、建築設計業務とします。

2 プロポーザル審査委員会

工事執行権者はプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」と称します。）を設置します。

（1）審査委員会の構成

審査委員会は委員長（1 名）、副委員長（1 名）、委員から構成されます。

審査委員会は工事執行機関に設置され、委員（委員長、副委員長含む。）は工事執行機関における関係職員で構成されます。この他、学識経験者や工事執行機関以外の部局（所）の職員を委員に選定する場合があります。

特に、建築設計業務の場合には、外部の専門家を委員長とする審査委員会を設置する場合があります。

（2）審査委員会による事務及び審査内容

審査委員会は、募集要領、評価項目及び評価基準（配点含む）、技術提案のテーマ（特定テーマ）及び審査方法を策定します。

また、審査委員会は、各参加者の技術提案書を審査し、当該業務に最も適した技術提案書を特定します。標準的な審査内容は以下のとおりですが、業務によっては三次審査まで行う等の場合がありますので、当該業務の公募型プロポーザル方式募集要領をよく確認してください。

- ① 技術提案書の審査及びヒアリング候補者の選定（第一次審査）
- ② ヒアリングの実施及び技術提案（委託候補者）の特定（第二次審査）

3 学識経験者からの意見聴取（1）

工事執行権者は公募型プロポーザル方式による技術提案書の募集にあたり、募集要領など（募集要領、評価項目及び評価基準（配点含む）、技術提案のテーマ（特定テーマ）、審査方法）を定めようとするときには、2 名以上の学識経験者から意見を聴取します。

意見聴取の内容は次のとおりです。

- ・ 募集要領
- ・ 評価項目及び評価基準（配点含む）
- ・ 技術提案のテーマ（特定テーマ）
- ・ 審査方法（審査委員会における技術提案書の評価方法）

また、当該意見聴取の際に、当該募集要領に基づいて技術提案書を特定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、技術提案書を特定しようとするときにも学識経験者の意見を聴取します。（「9 学識経験者からの意見聴取（2）」（5頁））

なお、審査委員会に2名以上の学識経験者が含まれている場合、学識経験者からの意見聴取を省略する場合があります。

4 技術提案書の募集

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告を、工事執行権者がホームページ等に掲載します。

併せて、次の募集要領等をホームページに掲載するほか、手続開始の公告に記載した方法で周知（配布）します。

- ・ 公募型プロポーザル方式募集要領
- ・ 特記仕様書（案）（建築設計業務以外。募集要領への「業務仕様」の記載を特記仕様書（案）の添付で代替する場合。）
- ・ 公募型プロポーザル方式募集要領別表1 公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表
- ・ 設計共同体協定書及び設計共同体協定書第8条第2項に基づき定める設計共同体の分担業務額に関する協定書のひな形（設計共同体の参加を認める場合。）
- ・ 質問書の様式（様式2）
- ・ 技術提案書の様式（様式1、様式4～8のうち該当するもの）

公募型プロポーザル方式の性質上、募集要領、評価項目及び評価基準（配点含む）も各々の業務内容に応じて設定されますので、内容をよく確認してください。

（1）評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準（配点含む）は、当該業務の業務内容に応じて設定されます。

（2）技術提案のテーマ（特定テーマ）

技術提案のテーマ（特定テーマ）は、募集要領に明示されます。

（3）参加資格等

参加資格や質問の方法、技術提案書の提出期限、ヒアリングの方法、技術提案書が無効となる要件、評価内容の担保に関する事など、重要な事項が募集要領に記載されていますので、よく確認したうえで参加（応募）してください。

5 募集要領の閲覧、募集に関する質問・回答

募集要領の閲覧の期間は、公告した日から技術提案書提出期限の日までです。

募集要領のホームページからのダウンロード以外の配布（手交または郵送）期間（募集要領に記載。）は募集要領の閲覧の期間とは異なりますのでご注意ください。

募集に関する質問は、募集要領に記載されている期日までに、様式2「公募型プロポーザル方式募集要領等に関する質問書」により、工事執行権者に質問してください。

様式2「公募型プロポーザル方式募集要領等に関する質問書」は応募（技術提案書の提出）に必要な様式（「6 応募（1）提出書類」（3頁））と同様に、募集要領に記載された福島県のホームページ（事務局ウェブページ）からダウンロードで

きます。また、同じく募集要領に記載された方法で手交または郵送により入手することができます。

回答はできるだけ速やかに、遅くとも3日以内には、質問内容と併せて、工事執行権者のホームページに掲載するとともに閲覧場所において閲覧に供します。技術提案書提出期限の日まで掲載（閲覧）します。

6 応募

(1) 提出書類

応募（技術提案書の提出）に必要な様式及び書類は次のとおりです。

様式類は、募集要領に記載された福島県のホームページ（事務局ウェブページ）からダウンロードできます。また、同じく募集要領に記載された方法で手交または郵送により入手することができます。

- 様式1 公募型プロポーザル方式提出書類送付書
- 様式4 企業実績表
- 様式5 業務実施体制
- 様式6-1 配置技術者業務実績表（管理技術者又は主任技術者）
- 様式6-2 配置技術者業務実績表（担当技術者）
- 様式6-3 配置技術者業務実績表（照査技術者又は社内審査員）
- 様式7-1 業務実施方針
- 様式7-2 特定テーマに対する技術提案
- 様式8 見積書

その他の書類（参加資格確認のための書類及び技術提案書の内容の確認のための書類）

業務内容によっては、上記様式の一部が変更になったり、新たな様式が追加になったり、提出が求められない様式がある場合がありますので、当該業務の募集要領をよく確認してください。

(2) 応募（提出）の方法、期限

提出書類（様式、参加資格確認のための書類及び技術提案書の内容の確認のための書類）を、当該業務の募集要領に示した提出期限までに、持参又は郵送で提出してください。

郵送の場合は、提出期限の日までに到着したものを有効とします。（消印有効ではありません！）

提出期限の日までに到着しなかったことを理由に無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者の異議は受け付けませんので、ご注意ください。（注：一般書留又は簡易書留以外で郵送したことをもって無効にするということではありません。異議申立には一般書留又は簡易書留による配達記録が必要だということです。）

また、応募にあたっては、参加資格確認のための書類及び技術提案書の内容の確認のための書類を様式と一緒に提出（同封）することを忘れないでください。

参加資格確認のための書類及び技術提案書の内容の確認のための書類については、当該業務の募集要領をよく確認してください。

なお、参加資格確認のための書類及び技術提案書の内容の確認のための書類の例は次のとおりです。

確認のための書類の例	
参加資格の確認	<p>測量業者登録証明書（発行官公署において定めた様式によるもの） 不動産鑑定業者であることを証する書面（発行官公署において定めた様式によるもの） 建築士事務所登録証明書（発行官公署において定めた様式によるもの） 地質調査業者登録規程による現況報告書の副本（直前年度終了後に提出し、その確認印を受けたもの） 補償コンサルタント登録規程による現況報告書の副本（直前年度終了後に提出し、その確認印を受けたもの） 建設コンサルタント登録規程による現況報告書の副本（直前年度終了後に提出し、その確認印を受けたもの） 参加資格を満たす実績として挙げる業務の契約書等（数量や配置技術者の携わった立場等、参加資格を満たしていることが契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（テクリス登録内容確認書やPUBDIS業務カルテ、仕様書、図面等）） 参加資格を満たす保有資格として挙げる資格の資格証等 設計共同体協定書（共同体協定書第8条第2項に基づき定める設計共同体の分担業務額に関する協定書は契約締結後に別途提出）</p> <p style="text-align: right;">などの写し</p>
技術提案書の内容の確認	<p>実績として記載した業務の契約書等（数量や配置技術者の携わった立場等、技術提案書の内容が契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（テクリス登録内容確認書やPUBDIS業務カルテ、仕様書、図面等）） 保有資格として記載した資格の資格証等 技術研鑽への取組みに記載したCPD制度の登録証、証明書又は受講証等 委託業務等成績評定表 技術者経歴書（任意様式）</p> <p style="text-align: right;">などの写し</p>

7 技術提案書の審査

技術提案書の審査は、審査委員会が行います。

提出された技術提案書（様式4～8のうち該当するもの）及びヒアリングを基に参加者の評価を行います。

(1) 審査の内容

当該業務の募集要領（別表1公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表）で示した評価項目及び評価基準、評価方法により評価します。

(2) 審査方法

審査委員会における技術提案書の審査は、次の手順を標準として行います。
一次審査においては、提出された各技術提案書を評価し、評点の高い順から3～5名程度をヒアリング対象者として選定します。

なお、業務実施体制、見積書（業務によっては審査対象外。）が不適切である場合の無効の審議を行う必要がある場合は、ヒアリング対象者選定の前に無効の審議を行います。（「8 業務実施体制及び見積書の確認」参照）

二次審査においては、ヒアリング対象者からの「業務実施方針（様式7-1）」、「特定テーマに対する技術提案（様式7-2）」の表現を補足する説明（プレゼンテーション）を受けたのち、各委員が技術提案全般を対象とした質疑を行ったうえで、各ヒアリング対象者の専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力について評価し、一次審査結果に二次審査結果（ヒアリング結果）を加え、合計点が最も高い者の技術提案書を当該業務に最も適した技術提案書として特定し、その者を委託候補者とします。

※ 建築設計業務の場合、二次審査を採点方式ではなく、ヒアリングの内容を踏まえて、審査委員会の合議又は投票で、委託候補者及び次点の者を選定する場合があります。

なお、ヒアリング対象者の説明者は、「業務実施体制（様式5）」に記載されている、管理技術者または主任技術者として配置予定の者とします。

8 業務実施体制及び見積書の確認

業務実施体制及び見積書（業務によっては審査対象外。）は配点の対象ではありませんが、募集要領等で提示した業務の想定規模及び提案内容に応じた内容であることを確認するため、技術提案書とともに提出していただきます。

業務実施体制及び見積書が不適切と判断される場合は、審査委員会において審議のうえ、当該参加者の技術提案書を無効とします。

なお、見積書は業務委託料の積算の際の参考として用いることがあります。その場合、募集要領に明示しますので、当該業務の募集要領をよく確認してください。

9 学識経験者からの意見聴取（2）

工事執行権者は、技術提案書を特定しようとするときに改めて学識経験者から意見を聴く必要があるとされた案件については、「7 技術提案書の審査」（4頁）で評価した結果について、2人以上の学識経験者の意見を聴取します。

この場合、原則として、技術提案書特定時に意見を聴取する必要があると意見を付した学識経験者を含めた2人以上の学識経験者から意見聴取します。

10 審査結果の通知

(1) 一次審査結果

一次審査におけるヒアリング対象者選定後、工事執行権者から技術提案書の提出者全員に対して通知します。

ヒアリング対象者に対しては、併せてヒアリングの実施（日程等）について

お知らせします。

(2) 二次審査結果

二次審査において特定した委託候補者を契約の相手方として随意契約することについて審議（入札参加条件等審査委員会）し、委託者（契約相手方）として決定した後、工事執行権者からヒアリング対象者全員に対して通知します。

1 1 契約の締結

工事執行権者は、委託者（契約相手方）に対し見積書の提出を求め、提出された見積書の審査の後、契約の締結をします。

1 2 技術提案の審査結果の公表

契約締結後1週間以内に、各技術提案書の審査結果について、提出者の名前とともに公表します。

公表する内容は各項目毎（企業の実績、配置技術者の技術力など）の得点と総得点*とし、提出された技術提案書については、予め当該業務の募集要領で公表する旨を周知している場合を除き、非公表とします。

評価結果の公表については、工事執行権者のホームページ等への掲載等によります。

※ 建築設計業務の場合で、審査委員会の合議又は投票で委託候補者及び次点の者を選定した場合は、公表できる「総得点」がないので、多数決の賛否の数や得票数等を審査経過及び講評と併せて公表します。

1 3 業務の実施

技術提案に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求、委託業務等成績評定の減点等の措置の対象となります。

また、履行ができなかった原因が申請書類の虚偽記載に基づくものと認められる場合、入札参加資格制限等の措置の対象となります。

1 4 理由の請求・回答

委託候補者に選定されなかった場合、理由の説明を書面（任意様式）により求めることができます。理由を求められた工事執行権者は、その理由を書面により回答します。

さらに、その回答に対し不服がある場合、工事執行権者に再苦情の申立をすることができます。この場合、入札制度等監視委員会で審議を行います。